

社会保障及び労働問題等に関する調査

(新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する件)(障害者支援策に関する件)(医療的ケア児支援策に関する件)(後発医薬品に関する件)(血液製剤に関する件)(少子化対策に関する件)(医療保険制度に関する件)(介護人材確保対策に関する件)(医療分野のデジタル化に関する件)

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(第二十回国会内閣提出、第二十一回国会衆議院送付)

○高木真理君

立憲民主・社民の高木真理です。よろしくお願いをいたします。

まず初めに、障害者の生活を支える制度についてということで伺いたいと思っています。

私の元にメールがやってまいりました。京都府に在住の方で、障害をお持ちの方です。同じ女性として助けてくださいという言葉から始まっているメールでありました。読ませていただいて、この方、母子家庭で、お母さんの方でいらっしゃるんですけども、お子さんがまだ学齢期にあるときに、中途障害、医療過誤によって中途障害で下肢障害を負って二級になっていらっしゃる中で、障害年金、この方は厚生年金部分の障害年金ももらっていらっしゃる方ですけれども、それでも十数万円未満の生活費でどうやって生活していくんでしょうと。その住宅なども障害者に対応してくれるような、そうした府営住宅あるいは市営住宅などに入ることもできず、本当に苦しい生活だということで御意見をいただきました。

この方は、十年ぐらいこうした意見を議員たちに届ける生活を今までも活動というか意見表明はしていらしたようなんでありますけれども、こういう方、私、メールを拝見して、お一人じゃないと、たくさんいるととても思いました。なので、質問をさせていただきます。

資料をお配りしておりますけれども、障害年金、これ老齢年金と同じように二階建てということにはなっていて、基礎部分と上乘せ部分、厚生年金部分とありますけれども、この基礎部分、老齢年金を基本にしているということで、二級だと同じ金額ということであります。老齢年金の場合には、支給開始年齢がいつになりますよ、これだんだん引上げになったりとか今しておりますけれども、年を重ねていく中で、自分の人生の中の資産形成と申しましょうか、どういうふうにその老後を迎えるときに向かって貯蓄をしていくとか、どのぐらいまで働けるように頑張ろうとか、そういう計画を立てながら行けますけれども、途中で障害を負う、生まれながらにして障害を負っている場合も同じでありますけれども、そこに向けて資産形成をすとかということができないわけではない状況で障害状態に陥ります。

そして、そうした中で、この上乘せ部分があるという話も、この方はたまたま厚生年金部分がもらえる方ですけれども、これ仕事辞めた後、次の転職の期間とか、そういうときに障害を負うと、これも基礎年金部分しかもらえないということで、大変低い金額になります。これで暮らしていけないのは本当に大変なことだと思います。

そもそも、障害の度合いに応じて年金も変わるわけですけれども、この金額で働けばもちろん足しになります、この方も、すごく就職先を探して頑張っているけれども、中高年になってくるとなかなか就職先も一切決まっていなくて、フルリモートで就職できれば本当にいいけれども、移動も障害があってもままならない中でそういうところまで受け入れてくれる職場はない、そうした中でこの金額で暮らさなければいけない障害者というのはもうたくさんいると思います。

この障害年金の金額決定というのはどういう考えを基にこの金額に決めているのか、お答えください。

○政府参考人(橋本泰宏君)

公的年金制度は、老齢、傷病、死亡などのリスクに備えてあらかじめ保険料を負担することで保険事故に対して必要な給付を受けることができる仕組みでございまして、大きく分けて、老齢年金、障害年金、遺族年金のこの三種類の年金がございまして。

このうちの障害年金は、通常は加齢に伴って起こる稼得能力の喪失が現役期に障害状態となって早期に到来するということに対応するものでございまして、その稼得能力の喪失に対して日常生活能力や労働能力の著しい制限といった観点に着目して所得保障を行うということを目的としております。

このような目的の下、障害年金の金額は、老齢年金と同水準であるということを基本としつつ、障害一級の方はその一・二五倍とするなど、特に配慮して設定をしております。障害基礎年金の二級であれば、四十年間拠出をされたケースの老齢基礎年金の満額と同額ということでございまして、障害基礎年金の一級ということであれば、その四十年間拠出した老齢基礎年金の満額の一・二五倍ということでございまして。

○高木真理君

老齢年金が、年齢を重ねて稼得能力がなくなったからもらえる金額としてそれなので、同じように稼得能力がなくなったら同じ金額でいいでしょという説明だったんですけど、そもそも、この金額で暮らせるという考えで今お答えいただいたのでしょうか。済みません、お願いします。

○政府参考人(橋本泰宏君)

年金というのは、まさに様々な社会保障の機能の中で、貧困になるということを防ぐ防貧の機能というふうなものを担っている社会保障制度であります。したがって、一定のリスクに対してそれに拠出をあらかじめしておくことで備えるということで、その保険事故が起こったときには、それに見合った給付を受けることができるというものでございまして。

必ずしも、老齢年金も同じでございましてけれども、年金額というものが生活の全てと、生活費の全てということ、全てを賄うということが必ずしも予定されているものではないということでございまして。

○高木真理君

必ずしも全てを補わないということでも、障害を負った場合にはそれしか収入源がなくなるということだと思っております。老齢年金であれば、そういう制度ですよと言われていく中で備えていくことができるというのは先ほど申し上げましたけれども、防貧といっても、それしか収入がないのに、そこまでどれだけ貯蓄があるかどうかで、それを切り崩せるかどうかで生活が変わるっておかしいと思っております。

次に行きます。

障害年金、今御説明のような制度でありますけれども、年金制度なので、支え合う仕組みとしては長期構想で運営はされております。こうした二階建ての部分で障害もなったのは一九八五年ということですが、厚生年金部分が最初に、一九四一年に障害の部分で設計をされて始まっているものというふうに伺っております。

しかし、こうした長期の構想で運営していくもの、だから、老齢基礎年金の部分で六万六千今五十円ですか、こういう金額でということ、そのくらいの水準でずっと来ているんでしょうけれども、これ、

取り巻く社会というのもどんどん変化していると思うんですね。

昔であれば、家族の中で障害が出た方を見ていくのが、そういう社会の在り方みたいなところが大部分ということもあったかもしれませんが。でも、介護もそれで、家族内で介護していた、それではもうできないよねということで介護保険制度をつくって、社会的にも介護できるような仕組みを整えてきた。

そうした中で、もちろん自立支援制度とかも入っておりますけれども、この障害を負っている方が暮らしていくというのに、今申し上げた、母子家庭でお母さんが障害負っているという場合もあるわけです。お一人でこの障害年金だけで暮らさなければいけない方もいます。その方がこうした金額では暮らしていけないという中で、社会のありようの中で、この年金というのの金額の設定、そういうものも考えていく、変化させていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君)

まさに、年金制度については不断に見直しをしていくことが必要であります。委員がおっしゃったように、まず、年金制度ですから、長期的に運営ができなきゃなりませんから、これは五年ごとに財政検証をさせていただいておりますし、その際、その段階段階で適用すべき事案に対して年金制度の改革もさせていただいております。

ただ、この年金制度というのは言わば基礎的な部分で、したがって、例えば今障害者の事例のお話がありました。高齢者になった方においても、全く貯蓄、賃金、仕事に恵まれることなく、大変厳しい状況で老齢、高齢期を迎える方も一方でいらっしゃるわけでありまして。

したがって、それぞれ、個々においていろんな事情がありますので、まず年金としてそうしたベースを御支援する中で、あとはその状況状況に応じて、例えば障害であれば、重度の方に対してそれに対する支給する仕組みもあります。あるいは、生活が厳しい方に対する様々な公的な支援制度もあります。まさに、そうしたものを組み合わせる中においてそれぞれの方の生活を支えていくというのが今のこの我々の社会保障の仕組みになっているというふう認識をしています。

○高木真理君

障害が重い方、一級の方は金額も少し上でありますし、とても重い方には特別障害者手当、これ月二万七千九百八十円、これが支給されるという制度もあるのも承知をしています。しかし、これも、それで生活ができるかという問題でありますし、やはりもう家族の在り方が変わってくる中では、やはりほかの人の稼ぎで何とか障害者が支えてもらうということが難しくなってきているので、ここの視点も、まあ年金制度というのは変えるのが難しいという説明も一部分かるところではありますが、考えていかなければいけないことだと思います。

次、伺いたいのは、今のようないろんな社会保障の制度で障害者の暮らしも支えるんだ、とはいえ、それこそ職業をきちんと紹介をしようというの、なかなかちゃんと皆さんに、欲しいと、職業に就きたいと思う方に職業が得られるようなところまでは行っておりませんし、公営住宅だって入りたいと思っても入れない、そうした厳しい状況に置かれている方は実はとてもたくさんいると思います。

そうした中で、この制度設計そのものが、その年金だけでは暮らせない。そうすると、貯蓄なりなんなりをどんどん取り崩していただいて、最後は家も売って、生活保護になるところまで行っていただいたら後は生活保護で面倒見ますよというのが障害者の方に対する姿勢なのかなというふうに思ってしまうんですが、この生活保護との関係についてどうお考えでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君)

障害がある、ない、ということと、まあ何か、その所得が十分、生活するに十分かという両方あるんだろうと思いますけれども、まず障害に関して申し上げれば、基本的に、本来だったら、年金制度でいえば一定の年齢になって支給されるものがその段階で支給される、また加算される仕組みを持っている、あるいは、障害に関して特別な障害、特別障害者手当などの所得保障を行っていく、あるいは医療、介護等における様々な軽減措置、そして就労可能な方に対しては就労できる機会を様々な形で提供する、こうした努力をした上で、そして最終のセーフティーネットとしては生活保護制度があると。これは障害者に限らず、一般の我々においてもそういう仕組みの中で最後のセーフティーネットとして生活保護が位置付けられていると、こういうふうに考えております。

○高木真理君

生活保護は誰にとっても最後のセーフティーネットなんですけれども、そこに障害を持ったときからもう行くことが運命付けられるみたいな、そういう制度設計ってやっぱりおかしいと思うんですね。

生活保護であると、やはり医療も、まあ医療扶助は受けられますけれども、医療ももちろん選べなくなってしまうし、いろいろ資産ももちろん持てない。たくさん資産を持つということではなくて、最小限の生活の自由みたいなものを得ようと思ってもそれが難しくなってくる。この方なんかも、ちょっとでも家を出て少し旅行に行きたいというふうに思っても、今の暮らしだと本当に、十万円以下の中で、家からなかなか出ることできないというようなことをおっしゃっていただきましたけれども、生活保護ということを選んでも、またこれ医療の面、あるいは暮らしの面、いろいろあって、そちらも選べないということを書いていました。

そうした中では、やはりもっと、障害をお持ちの方が普通に生活保護ではない仕組みの中で暮らしていける仕組みというのをつくる必要が私はあると思います。年金が長期の運用でやるので、どうしても変えていくことが、金額のベースを変えることが難しい。まあこれ、マクロスライドなんかも入っていますから難しいということであるのであれば、別途枠組みをつくって、障害の方がその収入で最低限暮らしていける、そうした別の手当てというような仕組みをつくるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君)

ですから、その障害の面と先ほど申し上げた所得の面でありますから、したがって今の御指摘は、障害があって生活に困窮されている方、また同時に障害はないけれども生活に困窮されている方もおられるわけありますから、そこをどうするかという御議論なんだろうというふうに思います。

それについては、今申し上げた、先ほど申し上げたような仕組みの中で、最後のセーフティーネットとしては生活保護が用意している、これが今のこの私どもの運営している社会保障の仕組みであります。もちろん、それぞれの中において不断の見直しをしていくことは必要だというふうに思っておりますけれども、委員御指摘のように、障害があるからということよりは、むしろ生活の厳しさという点でどういう支援があるのか、多分そういった議論は必要なんだろうというふうに思います。

○高木真理君

生活保護、生活が苦しいからという中には、確かに、働こうと思っても働けないという事情は、障害じゃなくても病気とかいろんなことは確かにあると思います。

でも、生活保護になって、それでもその状況を、今の厳しい状況から脱して、例えば、病気が治って、あるいは、いろんなことが、再び働けるようになったら働けるというのが生活保護の場合にはいろん

な方の中にはあるけれども、障害を負って、それが固定化されてしまって、もうその稼得能力という意味で固定化されていたら、そこで年金額がちゃんとしっかりしていなかったら、障害年金、防貧だといいますが、困窮の方に運命付けられる制度をこの障害年金がつくってしまっているとも言えると思いますが、どうですか。

○政府参考人(橋本泰宏君)

障害年金の考え方については先ほどお話ししました。

先ほど御紹介した中では基礎年金についての考え方を申し上げましたけれども、もう一つ、障害年金というのは二階建ての年金でございますので、一階の部分の基礎年金、それから二階の部分の厚生年金がございます。

障害厚生年金について見ると、通常ですと、それぞれの加入期間、厚生年金の加入期間というものに応じて、それに標準報酬額を掛けた形で計算をしていくような額になりますけれども、障害の場合、障害年金の場合には、加入期間が一年加入したような場合であったとしても最低三百月、つまり二十五年分が最低保障されるような形で、老齢年金では保障されていないような、特別のそういった金額面の配慮というものもされております。

年金の仕組み全体の中での一定の限界はございますけれども、先ほど申し上げたような基礎年金についての配慮と併せて、年金制度としてのできる限りの配慮をしているということは申し上げさせていただきます。

○高木真理君

年金の限界と、年金で無理であればやはり様々な制度を社会保障の中でということでありましたけれども、まだまだその社会保障の部分が足りないのです、手当てのような形での支給を希望させていただきまして、次の質問に移ります。

新型コロナワクチン生産をめぐる問題であります。

私、この問題、令和三年度決算を調べている過程で、厚生労働省所管の基金をチェックしていて気になった問題点であります。

コロナワクチン生産をめぐる基金は二つにまたがっていて、どう分かれ、どういう分担になっているのかなと気になったところから始まりました。ワクチン生産体制等緊急整備基金、これ令和三年度では七千三百五十一億四千三百万円支出されております。それからもう一つ、革新的研究開発推進基金という中に、二種類事業が分かれていて、その中のワクチン開発推進事業、これが令和三年度三百二十四億七千六百万円支出をされております。

今申し上げた事業の方は、AMEDを通じて基礎研究から臨床試験の一相、二相のところをやるものとなっていて、その後の三相試験以降、それから製造までというところをもう一つのワクチン生産体制等緊急整備基金の方で見ているということでありました。この後者の、ワクチン生産体制等緊急整備基金、こういう名前なので、全部ワクチン生産、国産のワクチンが作れるようにするために使われているのかなと思ったら、実は、一部に名前に偽りありで、ファイザー、モデルナ、武田の三社から製品としてのワクチンを買うために六千六百二十六億二千八百万円使われていたということで、国内生産のために使われたのは七百二十五億千五百万円ということでありました。

ファイザー、モデルナ、武田の三社からのワクチンの購入はほかにも予備費が充てられているかと思うのでこの基金からだけではないとは思いますが、こういう構造になっている基金でありました。

それでも、私も、国産ワクチンを作れるようにするというのは極めて重要なことで、先ほど川田委員の方から、メッセンジャーRNAワクチンの危険性についてもっと注視が必要ではないかという指摘も

ありましたけれども、ほかの製法も含めて国産ワクチン取り組まれているので、こうした、当初国が事業として進める妥当性は評価するところであります。

しかし、心配があるんですね。それは、実はこの事業が残念ながら役に立たないものになってしまわないかというふうに思うからです。

資料をお配りしております。コロナワクチン開発の進捗状況、主なものというもので、現在、この基金などが投じられ、先ほど紹介した数字は令和三年度のものだけになっておりますが、基金を追おうとすると、令和四年度の数字まだ出てきておりませんので、令和五年度においても引き続き予算は執行されているということではありますが、数字は御紹介できませんでしたが、今メーカーを引いた三つのワクチンが薬事承認申請をして承認待ちだということになっております。

一番早いのが、この塩野義製薬の組換えたんぱくワクチンの昨年十一月二十四日申請のものなのですが、これ、ワクチンの薬事承認申請が認められるまでには通常だと一年掛かる。今優先的に、なるべく努力をして早めに認められるようにしようということにはなっているようではありますが、しかし、まあやはりそもそも結構掛かるものだというので、となると、一番最近で申請されたのが去る四月二十八日に申請されたMeijiSeikaファルマのものでありますけれども、こういうものが申請され、承認される頃には、もうみんな国民が余りもうワクチンいいやといって打たなくなってしまうのではないかというふうに思うわけでありませう。

先日、川田委員が、海外では追加接種がほとんどされなくなっているというグラフの紹介がありました。日本では、先ほど来、高齢者を、あるいは重症化予防などを含めて持病がある人などにもということで推奨はしていくということではありますが、これがどのくらい国民に本当に使っていただけるのか。だんだん二類から五類になって怖い病気だという認識もなくなると、若い人を中心に全国民が打つという感じにはなっていないかというふうに思いますが、これが投資の無駄といったものになりはしないかと、まあちょっと心配するわけではありますが、大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(加藤勝信君)

幾つか議論が入っていると思います。一つは、今委員からお話がありました、国産の残念ながらワクチンは今の段階で薬事承認を受けたものがないということで、今打っているワクチンは、基本的にはファイザーとモデルナのオミクロン株対応二価ワクチン又は武田社のノババックスワクチンということになっております。

今後、秋冬以降どういうワクチンを使っていくのか、あるいは来年度以降ワクチンをどうするのか、これは更に議論していかなければなりません。それを前提とした上で、そのタイミングまでに当該国内ワクチンが薬事承認を受けて生産できるようになっていくのか、また、そこで提供されていくワクチンが国として選ぶワクチンと符合するのかどうかといったことは、まさにこれから議論していかなきゃいけない、検討していかなきゃいけないというふうに思っております。

これは今のコロナのワクチン対応ですけれども、このコロナのワクチンの議論の中で、やっぱり我が国におけるワクチンそのものの開発能力、生産能力が低いということが指摘をされ、また、実際私もそうだったと。そうすると、今回だけではなくて、今後も様々な感染症というものが出てくる。当然それにはワクチンというものも一つの有効な対応策ということですから、その基盤をどう、引き続き、このコロナが収束したとしてもどう維持していくのかということも非常に求められていくというふうに思っております。

生産体制についてはかなり支援をしていますから、これはしっかり維持してまいらなきゃなりません、じゃ、それをどう維持していくのか。そういった点については今後、今申し上げた今回のコロナ対応と、その後含めて考えていかなきゃならない課題だというふうに思っております。

○高木真理君

今後に向けて、ワクチンが、未知の感染症、これから起きるかもしれない、そうしたものが出たときにも対応できるワクチンが開発できるようにということで、令和三年六月一日には閣議決定で、ワクチン開発・生産体制強化戦略というもので、SCARDAという組織を司令塔にして取り組んでいくということも決められているようで、私、若干心配になったのは、もう新しい未知の感染症に対する作戦もできてそちらもやっている、だけど、二方面作戦で今ある感染症のこともやらなきゃいけないという、何かこのコロナワクチンはある種、間で取り残されるようなものになりはしないかというふうにちょっと思ったわけでありましてけれども、これは、生産体制など含めて、今後のワクチン製造にも、未知のこれから起きる感染症のワクチンを製造するという点においても有効な投資であるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○政府参考人(佐原康之君)

まさにそのとおりであると考えております。

○高木真理君

分かりました。

せっかく投資をしているものなので、それが有効に活用されるようにということは期待をしたいというふうに思います。

次に移ります。障害者就労支援施設B型の運営について伺います。

障害者就労支援施設B型、こちらの利用者さんが、その中で作業、お仕事をする中でいろいろ生産活動もし、工賃もいただきという中で、指導をされる指導員さんも入って行われている施設でありますけれども、こちらの施設を、運営に参画している方から御意見を伺いました。この方のやっている施設、一生懸命利用者さんのためにということで活動をしているけれども、本当に運営に対する報酬水準が低くて、思いだけで何とかもたせているけれども、これではもたないという御意見でありました。

まず、最初に伺いたいのは、利用者さんの賃金水準に合わせて、最終的な、ごめんなさい、利用者さんの賃金水準そのものについて伺いたいんですけれども、平均の利用者さんの賃金水準は一万六千四百五円だということでありまして、これ、工賃の月額によってこの施設に入る運営費も変わってくるということでありましてけれども、そもそも、この利用者さんの賃金水準が一か月働いて一万六千四百五円というのはとても低いのではないかと思います、それについて御見解を伺います。

○政府参考人(辺見聡君)

障害支援、継続支援B型で働く障害者、あっ、障害のある方の工賃につきまして、その向上を図っていくということは非常に重要なこととございます。

このため、基本的な報酬を設定した上で手厚い支援を行う場合とか、平均工賃が高い場合に、御指摘のように基本報酬を高くするような設定を行うとともに、工賃を引き上げるための支援事業を都道府県を通じて行っているところでございます。

金額について先ほどございましたが、令和三年度の平均工賃は一万六千五百七円でございます、これはコロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の一万六千三百六十九円を上回ったところでございます。

障害者に対しての就労支援につきましては、就労支援B型のほか、雇用契約に基づき就労いたしますA型、また一般就労等もございますので、そういった様々な就労を視野に入れて支援を行ってまい

りたいと考えております。

○高木真理君

この従業員の方の配置も、七・五人対一の配置か十対一かということで体系が変わるようでありま
すけれども、実際に働いていらっしゃる方は、ケアしなきゃいけない障害の程度にもよりますが、排せ
つの介助などが必要なケースなどもあり、そうすると、もっともっと厚くしないと、とてもではないけ
れども現場はできない、この方のところでは四対一でやっている、それがぎりぎりだというふうなこ
とでおっしゃっていました。

こういった現場の状況という意味で、この配置が適切かどうか、この基準二種類しかないというこ
とが、これをアンケートを取るなどして、現場の声を配置基準の見直しなどに生かすというふうなお考え
はないか、伺います。

○政府参考人(辺見聡君)

御指摘いただきました十対一でございますけれども、就労継続支援B型事業所は、生活介護のよう
な常時介護を必要とする障害のある方を対象としたサービスとは異なり、障害の重さに係る様々な方
が対象となっておりますので、最低基準として十対一を設定をさせていただいた上で、個々の事業所
における支援体制や取組を評価するために、七・五対一以上の手厚い就労体制が取られている場合の
単価を設定するとともに、様々な取組を行う場合、また指導員を配置する場合の加算も設けること
によりまして、最低基準の十対一を上回る手厚い支援体制を取るということを可能としているところで
ございます。

これらの報酬単価につきましては、こうした様々な配置を行っている現状があることを前提に、全国
の事業所の収支状況について経営実態の調査を行い、その結果を考慮して設定しているところでご
ざいますけれども、障害のある方が、お一人お一人の希望、就労能力や適性に合った就労ができるよ
うに、必要な人員体制や報酬に向けまして、今後とも、現場の状況を注視しながら必要な検討を行っ
てまいりたいと考えております。

○高木真理君

利用者さんの賃金水準、従業員の配置、それから地域区分、そこまでちょっと質問できませんでした
けれども、こういったことが基準になって、計算式があって運営費が決まっていくわけでありま
すけれども、これがなかなか持続可能な報酬水準と言えないという現状だという声が届いてお
りますので、是非その見直しを図っていただきたいということを申し上げまして、質問を終わ
ります。

ありがとうございました。